

## 船舶事故調査報告書

令和3年8月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 事故種類                             | 衝突  |
| 発生日時                             | 令和2年12月1日 19時18分ごろ  |
| 発生場所                             | 明石海峡航路<br>江崎灯台から真方位047° 1.1海里付近<br>(概位 北緯34° 37.2′ 東経135° 00.6′)  |
| 事故の概要                            | 貨物船 <sup>エス マーメイド</sup> S MERMAIDは、東南東進中、また、漁船 <sup>あかし</sup> 明石丸は、北西進中、両船が衝突した。  |
| 事故調査の経過                          | 令和2年12月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | A 貨物船 S MERMAID（大韓民国籍）、1,999トン<br>9344887（IMO番号）、SEATRAS MARINE CO.,LTD<br>B 漁船 明石丸、4.9トン<br>HG3-25515（漁船登録番号）、個人所有   |
| 乗組員等に関する情報                       | A 船長A（大韓民国籍）、免状不詳<br>B 船長B、一級小型・特定  |
| 負傷者                              | なし  |
| 損傷                               | A 右舷船尾部外板に擦過傷<br>B 船首部の木製部材に破損  |
| 気象・海象                            | 気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好<br>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮流 西北西流約1ノット   |
| 事故の経過                            | A船は、船長Aほか11人（インドネシア共和国籍2人、大韓民国籍1人、ミャンマー連邦共和国籍8人）が乗り組み、船長Aが操船に当たり、明石海峡航路の航路内を東進した。<br>船長Aは、右舷船首方に航路中央部に向かって北西進するB船の灯火を視認し、B船が航路内を航路に沿って航行するA船を避けると思った。<br>船長Aは、その後、航路の屈曲部で右転し、航路内を航路に沿って東南東進中、逆潮によって速力が減少する状況下、引き続きB船がA船を避けると思い、同じ針路で航行を続けていたところ、B船が避航の気配がないまま接近し、衝突の危険を感じて左舵一杯としたものの、A船は、右舷船尾部がB船の船首部に衝突した。<br>B船は、船長Bが1人で乗り組み、明石海峡航路内での操業を終えて帰航することとし、兵庫県明石市明石港に向けて自動操舵により北西進を開始した。<br>船長Bは、後部甲板で漁獲物の選別作業を行いながら、時折目視で周囲を確認して航行を続けていたところ、ふと船首方を見たとき、至 |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>近にA船の船体を認め、直ちに主機を全速力後進としたものの、両船が衝突した。</p>  |
| 分析    | <p>A船は、明石海峡航路を東進中、船長Aが、右舷船首方に航路中央部に向かって北西進するB船の灯火を視認した際、B船が航路内を航路に沿って航行するA船を避けると予期し、その後、航路内を航路に沿って東南東進中、B船が接近するまで同じ針路で航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、明石海峡航路を北西進中、船長Bが、後部甲板で漁獲物の選別作業を行いながら自動操舵で航行を続けたことから、A船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>  |
| 原因    | <p>本事故は、夜間、A船が東南東進中、B船が北西進中、船長Aが、B船が航路内を航路に沿って航行するA船を避けると予期し、同じ針路で航行を続け、また、船長Bが、後部甲板で漁獲物の選別作業を行いながら自動操舵で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>   |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操船者は、航路内を航路に沿って航行中、航路に沿わずに航行する他船と接近することが予想される場合、当該他船が自船の存在を認識していない可能性があることも念頭に置き、十分余裕のある時期に、汽笛等によって注意喚起を行うほか、必要に応じ、衝突を避けるための措置を採ること。</li> <li>・ 漁船に1人で乗り組む船長は、漁獲物の選別作業を、航路内など船舶が輻輳する海域で行わず、帰航開始前に安全な海域で行うか、帰港後に行うようにし、帰航中は見張りに専念すること。</li> </ul> |